

「南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に係る説明会の要旨

1 開催日時	令和5年6月15日（木）から令和5年6月20日（火）まで
2 名 称	令和5年8月1日施行「南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に係る説明会
3 開催場所	生涯学習センター、戸倉公民館、入谷公民館、歌津公民館
4 概 要	<p>南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例にかかる事業実施の手引き（令和5年6月南三陸町環境対策課）により説明を行い、主な質問・意見とそれに対する町の意見は以下のとおりです。</p> <p>○条例制定の背景</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2012年（平成24年）7月の電力固定価格買取制度（FIT法）の施行以降、全国的に再生可能エネルギー発電事業による開発が急速に進み、地域によっては、短期間でメガソーラー等の大規模な発電設備が計画・導入された結果、景観や生活環境の保全、土砂災害等の発生・懸念により、発電事業者（用地所有者含む。）と事業区域周辺住民とのトラブルが顕在化している。</li><li>・一方で、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの方針が政府から出されていることから、宮城県及び近隣自治体と同様に、住民説明会の開催や事業計画書の提出義務化等、将来にわたり、再生可能エネルギー発電事業が、安全安心で自然環境等との調和を図る必要性が生じていることから、今般、新たに条例を制定するに至った。</li></ul> <p>○第1条 目的</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・この条例は、町の豊かで美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。</li></ul> <p>○第2条 定義</p> <p>条例の適用を受ける再生可能エネルギー源とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスとする。</p> <p>○第3条 基本理念</p>

- ・町の豊かで美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来にわたって町民がその恩恵を享受できるよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

#### ○第5条 事業者の責務

- ・関係法令等を遵守するとともに、町の豊かで美しい自然環境、魅力ある景観、災害の防止その他生活環境に十分配慮しなければならない。
- ・再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければならない。
- ・事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに事業を廃止するときは、再生可能エネルギー発電設備等を放置することなく速やかに撤去し、適正に処分し、事業区域に係る土地について環境保全・景観保全等のための必要な措置を講じなければならない。

#### ○第7条 抑制区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域 (2) 土砂災害警戒区域 (3) 土砂災害特別警戒区域 (4) 国立公園 (5) 鳥獣保護区 (6) 農用地区域 (7) 保安林 (8) 河川区域 (9) 河川保全区域 (10) 砂防指定地 (11) 周知の埋蔵文化財包蔵地 (12) 国指定史跡名勝天然記念物が所在する土地、県・町指定史跡名勝天然記念物が所在する土地 (13) 県自然環境保全地域から南三陸町内5キロメートルを範囲とする区域 (14) その他町長が必要と認める区域

#### ○第8条 説明会の開催 ※説明会開催の義務化

- ・事業者は、事業を実施しようとするときは、町との協議を行う前までに、住民等に対し、事業に関する説明会を開催し、住民等の理解を得られるよう努めなければならない。
- ・事業者は、説明会開催後、住民意見書が提出された場合は、住民等に対し、見解書を提出しなければならない。その後、町に対し、対応状況報告書を提出しなければならない。
- ・事業者は、町と協議した事項を変更しようとするときは、町と変更の協議を行う前に、住民等に対し、事業の変更に関する説明会を開催しなければならない。その後、速やかにその旨を町に届出し、協議しなければならない。

※説明会の時期（協議届出書提出前、変更協議中）にかかわらず、住民意

見書が提出された場合は、住民等に対し、見解書を提出しなければならない。その後、町に対し、対応状況報告書を提出しなければならない。

○第9条 協議 ※事業計画書届出の義務化

- ・届出対象は、発電設備の出力の合計が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用されます（宮城県条例は太陽光のみ50キロワット以上）。
- ・発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置している場合は、合算した発電出力（既存の再生可能エネルギー発電を増設する場合も含む）とします。
- ・事業者は、住民等への説明会終了後、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定日の90日前までに町に届出を行い、協議しなければならない。
- ・事業者は、事業区域に抑制区域が含まれるときは、想定される影響及び影響への対策を町に協議しなければならない。

※50キロワット以上の場合は、発電種別、抑制区域内外に関わらず届出対象。

※ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業及び農用地区域における特定営農型太陽光発電設備は届出対象外。

※太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地又は隣接する土地で行う再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が50キロワット未満の事業は届出対象外。

※10キロワット未満の場合は、発電種別、抑制区域内外に関わらず届出対象外。

○第11条 地位の継承

- ・事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した者は、その旨を町に届け出なければならない。

○第12条 事業の廃止

- ・事業者は、事業を廃止したときは、事業を廃止した日から起算して30日以内に町に届け出なければならない。また、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から起算して30日以内に町に届け出なければならない。

○第13条 報告及び立入調査

- ・町は、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、又は町の職員に、事業区域に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

○第14条 指導又は勧告

- ・町は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導することができる。また、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

〈勧告を行う事由〉

- (1) 事業の実施及び変更にかかる協議を行わないとき、又は協議の内容に虚偽があるとき
- (2) 正当な理由なく協議終了通知を受ける前に事業に着手したとき
- (3) 町の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- (4) 町の立入調査を拒み、若しくは妨げ、又は忌避したとき
- (5) 町の立入調査の際に質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき
- (6) 正当な理由がなく町の助言又は指導に従わなかったとき
- (7) 正当な理由がなく助言又は指導に従わなかったとき

○第15条 公表

- ・町長は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所並びに勧告内容を公表することができる。

○施行期日

- ・施行日は令和5年8月1日。

○説明会中の質疑応答

Q 抑制区域である農用地区域に事業を実施するには？

A 再生可能エネルギー発電設備を農地に設置する場合には、農地転用許可が必要になります。特定営農型太陽光発電設備を設置する場合も支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となります。条例施行後は、事業者からの事前相談の段階で農業委員会と情報共有を図ってまいります。

Q 住民等の範囲及び説明会終了後における住民等の同意は求めるの

か？

- A 住民等の範囲は事業実施行政区の住民の方々、土地・建物等を所有している方々と考えています。説明会終了後、事業者は町に対し説明会等報告書を提出する際は、住民等の理解を得ている必要があります。